

裁判長  
認印

## 調書 (決定)

|        |  |    |  |
|--------|--|----|--|
| 事件の表示  | 平成29年(ク)第796号                          |    |  |
| 決定日    | 平成29年10月2日                             |    |  |
| 裁判所    | 最高裁判所第一小法廷                             |    |  |
| 裁判長裁判官 | 小池                                     | 裕  |  |
| 裁判官    | 上谷                                     | 幸  |  |
| 裁判官    | 大澤                                     | 直人 |  |
| 裁判官    | 木口                                     | 克之 |  |
| 裁判官    | 山口                                     | 厚  |  |
| 当事者等   | 別紙当事者目録記載のとおり                          |    |  |
| 原裁判の表示 | 名古屋高等裁判所金沢支部平成29年(ウ)第19号(平成29年7月13日決定) |    |  |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

## 第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成29年10月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 龜山良貴

これは正本である。  
同日同序  
裁判所書記官 龜山良貴

